平成２９年（フ）第２４００号
札幌市西区発寒５条３丁目９番20号　コーポ中央第１－Ｄ号
債務者　津田　美子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４２８号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番22―401号
債務者　大沢　秀雄
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５号
札幌市白石区南郷通15丁目南10番12―203号
債務者　中野渡友紀
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０号
青森県十和田市大字三本木字牛泊60番地26　創建ハイツⅢＡ３号室、旧住所青森県十和田市元町西２丁目10番57号　幸ハイツＢ号
債務者　田中　郁子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第１号
群馬県沼田市桜町4869番地　新井アパート８号
債務者　青木　初枝
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第１６８４号
さいたま市西区大字指扇2712番地１　アクシスＯＭＩＹＡ　206
債務者　大谷　祥寛
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１４号
埼玉県川口市大字石神2056番地の４　サンマルコアパート203号
債務者　皆川　良久
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４４号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮
債務者　榎本　英昭
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５４号
埼玉県川口市幸町２丁目15番13号　君塚荘201号
債務者　中嶋　秀基
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８９号
埼玉県鴻巣市松原２丁目４番８―302号　市営松原団地２号棟
債務者　中田マリ子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９５号
さいたま市北区土呂町２丁目21番地９　サンシティゆずり葉１Ｆ、旧住所千葉県野田市中里565番地の11
債務者　木村　美月
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２３号
埼玉県春日部市中央５丁目２番地３　パークサイドテラス101
債務者　宍戸　清次
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７４９号
埼玉県狭山市大字水野442番地の31　グレース入曽203
債務者　東　幸一郎
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１９号
千葉県山武市美杉野１丁目16番地22
債務者　實川　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６８号
千葉県大網白里市南横川3138番地400
債務者　及川　伸之
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９２号
岐阜県多治見市弁天町４丁目２番地の57
債務者　勝原　光二
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第９３号
岐阜県恵那市大井町2693番地325
債務者　可知　愛美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　岐阜地方裁判所多治見支部